#### ご契約に関するご連絡・お問合わせ窓口

### あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

ご契約に関するお問合わせについては、右のコードもしくは 当社ホームページ (https://www.aioinissaydowa.co.jp/)から ご確認いただくか、下記までご連絡ください。



0120-95-0055 (EM)

- 【ご注意いただきたい事項】
- プライバシー保護のため、ご契約に関するご連絡・お問合わせは保険契約者ご本人さまからお願いします。
- •ご契約内容やお申し出内容によって、担当職員によるお手続きとなる場合もあります。



「ワンにゃんdeきゅん」の 商品内容などの詳細は、 こちらから ご確認ください。



「タフ・ケガの保険」をご契約されているお客さまは、当社ペット保険「ワンにゃんdeきゅん」の保険料が5%割引になります。

※1「ワンにゃんdeきゅん」はペット保険のペットネームです。※2割引の適用には条件があります。詳細は取扱代理店または当社にお問合わせください。



- ●このパンフレットは「タフ・ケガの保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、取扱代理店または当社にご請求ください。 ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込むご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券(ペーパーレス保険証券を選択したお客さまは、「ご契約内容確認方法のご案内(「ID/パスワード」通知)ハガキ」)が届かない場合は、当社にお問合わせください。
- ●ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、当社または当社委託会社の担当者がご連絡・訪問することがあります。
- ●「タフ・ケガの保険」は傷害補償特約をセットしたパーソナル生活補償保険のペットネームです。
- ●取扱代理店は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ ご契約の管理等の業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約に つきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- ●他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として保険申込書に記入してください。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ●事故が起こった場合、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当社にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ●このパンフレットに掲載の保険料は2024年10月現在の保険料に基づくものですので、保険料の 改定等により変更となることがあります。

### あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 https://www.aioinissavdowa.co.jp/

# あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP



# 日常生活中やスポーツ中のケガにしっかり備えたい方に。

傷害補償特約セット パーソナル生活補償保険

2024年10月以降保険始期用

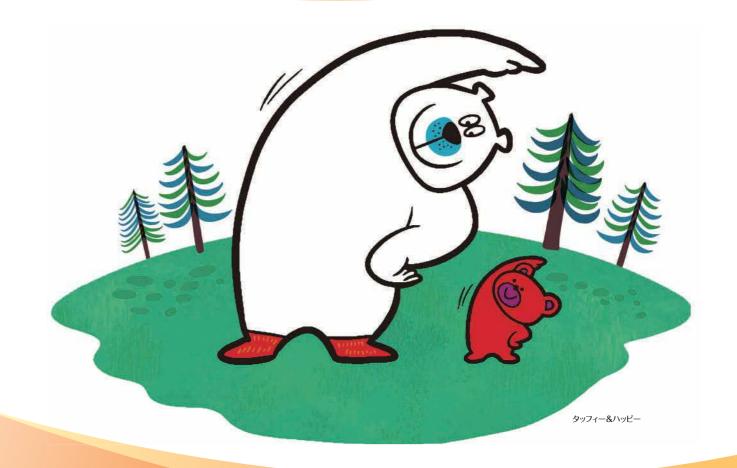




まだ誰も知らない安心を、ともに。



ケガの保険





# まだ誰も知らない安心を、ともに。

バイ シーエスブイ ディーエックス

**Creating Shared Valueの略語** 社会との共通価値を創造していくこと

お客さま・地域・社会とともに、 さまざまな課題を解決し、 よりよい未来を実現

デジタルトランスフォーメーションの略語 デジタル技術を活用し、価値を変革させること

データ・デジタルの活用で 健康増進に寄与

人生100年時代を迎える中、当社はCSV×DXをコンセプトに「元気で長生きを支える社会」を サポートすべく、お客さま・地域・社会の皆さまとともに、特色ある商品・サービスを通じて社会・ 地域課題の解決に取り組んでいます。

# 新しい安心の「カタチ」を提供

「タフ・ケガの保険」は、「充実した補償」を提供するだけでなく、転倒リスクを把握可能なサービスなどを提供す ることによりケガなどの予防につながります。また、万が一の事故の際には、24時間365日安心の事故対応サー ビスで「影響を減らし、回復を支援」し、「充実した補償」にとどまらない新しい安心の「カタチ」を提供します。

### 未然に防ぐ

充実した補償

影響を減らし、回復を支援

It's MORE



CareWiz

**し**トルト for me

"動画を撮るだけ" "録音するだけ"で 転倒リスクや免疫機能低下リスクを 分析・確認可能なサービス。おすすめ のトレーニング方法もあわせてご提 案します。





24時間365日の事故対応サービス。 夜間や休日も当社社員が対応し、早 期の事故解決を支援します。







新たな価値を提供する保険を通じて「元気で長生きを支える社会」 を支援し、安全・安心な社会、よりよい未来へ

# 「タフ・ケガの保険」は、満69才(注)以下のお客さま向けの専用商品です。

### 〔補償の概要〕 タフ・ケガの保険では以下の場合に補償します。

# 基本プランでは以下の場合に補償します。

### 傷害死亡•後遺障害保険金

事故によるケガのためお亡くなりに なった場合や約款所定の後遺障害 を被った場合に補償します。

※事故の発生の日からその日を含めて 180日以内に死亡した場合および約 款所定の後遺障害が発生した場合が 対象となります。



### 傷害入院保険金

事故によるケガの治療のために入 院した場合に補償します(日帰り入 院から補償します)。

※事故の発生の日からその日を含めて 180日以内の入院を対象とし、支払 限度日数は1事故につき180日とな ります。

# 事故によるケガの治療のために約

傷害手術保険金

款所定の手術を受けた場合に補償 します(入院を伴わない手術も補償 します)。

※事故の発生の日からその日を含めて 180日以内に被保険者が手術を受け た場合が対象となります。



### 傷害通院保険金



事故によるケガの治療のために約款 所定の通院をした場合に補償しま す(入院の有無にかかわらず補償 します)。

※事故の発生の日からその日を含めて 180日以内の通院を対象とし、支払限度 日数は1事故につき 保険証券記載の日数 となります。

### 熱中症危険補償特約 (死亡補償対象外型)

急激かつ外来による日射または熱 射により身体の障害を被った場合に 傷害後遺障害保険金、傷害入院保険 金、傷害手術保険金または傷害通院 保険金をお支払いします。

※傷害死亡保険金は お支払いの対象と なりません。



### 天災危険補償特約

「地震もしくは噴火またはこれらを 原因とする津波」により被ったケガに ついても傷害死亡・後遺障害保険金、 傷害入院保険金、傷害手術保険金 および傷害通院 保険金をお支払 いします。

# レジャープランでは、上記に加え以下の場合も補償します。

## 携行品損害補償特約(1事故限度額型)

外出時に携行しているご自身の身の回り品を偶然な事故で壊し てしまった場合等の損害を補償します。(免責金額:3,000円)



※1 携帯電話、スマートフォン、電子マネー、眼鏡、漁具等の保険の対象に含まれないものがあります。 詳細はP8または「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

※2「新価保険特約(携行品損害補償特約用)」が自動セットされます。

(注) この商品に被保険者本人としてご加入できる方は、始期日時点における年令が満69才以下の方となります。

## 救援者費用等補償特約

遭難した救援対象者を捜索・ 救助または移送する活動に要 した費用等を補償します。

02

# データで見る日常生活で発生する、ケガに関する事故。

#### 入院時の自己負担額

- ●1日あたりの平均自己負担額は
- 20,700円 198.000円 ●1回あたりの平均自己負担額は

〈入院時にかかる主な費用









公益財団法人生命保険文化センター「令和4年度生活保障に関する調査」より当社作成

#### 平均入院日数 (年令別)骨折による平均入院日数 5.5⊟ 0~14才 15~34才 10.6⊟ 35~64才 **■ 21.3** 🗄 65才以上 46.2⊟ 10 20 30 40 50(日) 厚生労働省「令和2年 患者調査」より当社作成

# ご契約プランと保険料

### 〔ご契約プランと保険料〕

※傷害入院保険金·通院保険金支払対象期間180円、傷害入院保険金支払限度日数180円、傷害通院保険金支払限度日数30日

#### **[本人型] 保険期間:**1年 **保険料払込方法:**一時払

ご契約プラン			レジャープラン		
		P1	P2	Р3	P4
	傷害死亡•後遺障害保険金額	246.5万円	197.5万円	127万円	48.5万円
ご本	傷害入院保険金日額	10,000円	7,000円	3,000円	3,000円
<b></b>	傷害手術保険金	入院中の手術:傷害	入院保険金日額の10倍	- 左記以外の手術:傷害入阪	完保険金日額の5倍
	傷害通院保険金日額	3,000円	2,000円	1,000円	1,000円
	熱中症危険補償(死亡補償対象外)	0	0	0	0
	天災危険補償	0	0	0	0
携	行品損害保険金額(免責金額:1事故3,000円)	10万円			10万円
	救援者費用等保険金額	500万円			500万円
	保険料(一時払)	30,000円	20,000円	10,000円	10,000円

【ご契約タイプをお選びいただく際のご注意】満15才未満の方を被保険者とする場合: 傷害死亡・後遺障害保険金額が、既にご契約の他の保険契約 等と合算して1.000万円以下となるご契約プランをお選びください。

#### 「家族型」保険期間:1年 保険料払込方法:一時払

	<b>→</b> ************************************	基本プラン		
	ご契約プラン	F1	F2	F3
	傷害死亡•後遺障害保険金額	112万円	101万円	111.3万円
ご本人	傷害入院保険金日額	3,000円	3,000円	3,000円
犬	傷害手術保険金	入院中の手術:傷害入院保障	検金日額の10倍 左記以外の手術	5:傷害入院保険金日額の5倍
	傷害通院保険金日額	1,000円	1,000円	
	傷害死亡•後遺障害保険金額	10万円	10万円	10万円
配偶者	傷害入院保険金日額	3,000円	1,500円	1,500円
者	傷害手術保険金	入院中の手術:傷害入院保障	黄金日額の10倍 左記以外の手術	5:傷害入院保険金日額の5倍
	傷害通院保険金日額	1,000円	500円	
	傷害死亡•後遺障害保険金額	10万円	10万円	10万円
親	傷害入院保険金日額	3,000円	1,500円	1,500円
族	傷害手術保険金 入院中の手術:傷害入院保険金日額の10倍 左記以外の手術:傷害入		5:傷害入院保険金日額の5倍	
	傷害通院保険金日額	1,000円	500円	
	熱中症危険補償(死亡補償対象外)	0	0	0
	天災危険補償	0	0	0
	保険料(一時払)	30,000円	20,000円	10,000円

【ご契約タイプをお選びいただく際のご注意】配偶者、親族の傷害死亡・後遺障害保険金額について:既にご契約の他の保険契約等と合算して1.000 万円以下となるご契約プランをお選びください。

#### 【複数のご契約があるお客さまへ】

補償内容が同様の保険契約(タフ・ケガの保険以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあ ります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約 からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。 ※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)によ り被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

7ページのお支払いする保険金および費用保険金のご説明において、補償が重複する可能性がある特約に、(補償重複)マークを付けています。

# サービス

スポーツ中・旅行中などさまざまな日常生活シーンでしっかりサポート!

### 生活安心サポート

### 健康・医療ご相談 ●24時間 365日

### ケガや日常生活の体調不良等を相談したい方に 健康・医療のご相談

ケガ・病気や健康状態に関するご相談、お薬に関するご相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。

- ※1 緊急の場合や診断・治療に関すること等、ご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
- ※2 お薬に関するご相談のご利用時間は、平日9~17時(土日・祝日、12/29~1/5を除きます)となります。

### 病院等をお探しの方に 病院情報のご提供

いつでもどこでもお探しの診療科目のある医療機関等全国各地の病院等の情報をご提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。



ê ê

### 夜間休日に医療機関をお探しの方に 夜間休日医療機関情報のご提供

夜間でも休日でも診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供します。

※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。



### ホームヘルパーサポート ●平日9~17時(土日・祝日、12/29~1/5を除きます)

### ホームヘルパーをお探しの方に ホームヘルパー業者のご紹介

家事を代行するホームヘルパーの派遣業者をご紹介します。

- ※1 ホームヘルパーの費用等は、ご利用いただく方の自己負担になります。
- ※2 一部離島や年末年始等、地域や時期によってはご紹介できない場合があります。



### 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談 ● 平日13~17時(土日・祝日、12/29~1/5を除きます)

### 日常生活のトラブル(法律)等を相談したい方に 法律のご相談

- 日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。
- ※1 一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。
- ※2 既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。

#### 日常生活の税務等を相談したい方に 税務のご相談

日常生活における税務のご相談について税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。 ※一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。



6.6

- ●サービスをご利用いただける方は保険契約者となります。保険契約者と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は被保険者となります。 ・保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用いただけない場合があります。 ・サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。・サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。 ・サービスは、当社が委託している提携サービス会社がご提供します。
- ●上記は「生活安心サポート」の概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「傷害保険サー ビスガイド」でご確認ください(Web約款を選択いただいた場合には、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえご確認をお願いします)。

#### CareWiz トルト for me

### 歩行機能を把握し、おすすめのトレーニングなどをご提案 歩行機能分析

□腔機能を把握し、おすすめのトレーニングなどをご提案 □腔機能分析

●利用者のスマートフォンなどで「"パ・タ・カ"と発音する音声を録音する」ことによっ

●□腔機能を把握し、おすすめのトレーニングを実践することで、免疫機能

て口腔機能分析(滑らかさ/安定性/唇の能力/舌の能力などを元にAIが分析)を行 い、分析結果を表示するとともに、おすすめのトレーニングなどを提案します。

- ●利用者のスマートフォンなどで「歩行動画を撮影する」ことによって身体機能分析(速さ/よこゆれ/かたむき 🎣 などを元にAIが分析)を行い、分析結果を表示するとともに、おすすめのトレーニングなどを提案します。
- ●歩行機能を把握し、おすすめのトレーニングを実践することで、転倒事故などのケガの予防につながります。 ※分析結果はあくまでも目安であり、ご利用者の状態を断定するものではありません。









04

低下によるフレイル(注)の予防につながります。 ▲分析結果・おすすめトレーニングイメージ ※分析結果はあくまでも月安であり、ご利用者の状態を断定するものではありません。

(注)「フレイル」とは、心身の活力(筋力、認知機能、社会とのつながりなど)が低下した状態をいい、誤嚥などの嚥下機能の低下につながります。

- ●上記サービス概要ならびに画面イメージは2024年4月時点のものであり、実際にご提供する内容とは異なる場合があります。
- ●サービスをご利用いただける方は保険契約者または被保険者(補償の対象となる方)となります。
- ・ご利用にあたっては、スマートフォンやパソコンなどが必要です。・サービス利用料は無料ですが、通信料はサービス利用者負担となります。
  - ・サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ●上記は「CareWiz トルト for me」の概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「傷害保険 サービスガイド]でご確認ください(Web約款を選択いただいた場合には、当社ホームページから[ご契約者さま専用ページ]にログインのうえご確認をお願いします)。

<sup>&</sup>quot;動画を撮るだけ" "録音するだけ"で転倒リスクや免疫機能低下リスクを確認!

# お支払いする保険金および費用保険金のご説明の

# 1 傷害補償特約の補償内容

被保険者が被った「急激かつ偶然な外来の事故による傷害(「ケガ<sup>(\*)</sup>」といいます)」に対して次の保険金をお支払いします。

保険金の 種類	保険金を お支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額  ※1 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。  ※2 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(1)次のいずれかによるケガ ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬 等を使用しての運転中の事故 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
傷 害後遺障害保険金	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 (4%~100%) ※1 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 ※2 保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(多被保険者の妊娠、出産、早産または流産 (金戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注5) (少地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波(注6) (多核燃料物質等の放射性・爆発性・有害な特性 (2)次のいずれかの場合 (1)原因がいかなるときでも、むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注7) (2)入浴中の溺水(注8)。ただし、当社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。 (3)原因がいかなるときでも、誤嚥(注9)によって発生した肺炎
傷害入院保険金	保険期間中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合	<ul><li>傷害入院保険金日額 → 入院日数</li><li>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。</li></ul>	※細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は、補償の対象になりません。 (3)次のいずれかによって発生したケガ ①被保険者が山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロック
傷害 ( )	保険期間のからのでは、	①入院中(注3)に受けた手術 <b>傷害入院保険金日額</b>	クライミング等をいいます)、職務以外での航空機 操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等 の危険な運動を行っている間の事故 ②被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、 自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、 プロレスラー等やその他これらと同程度または それ以上の危険を有する職業に従事している間 の事故 ③乗用具(注10)を用いて競技等(注11)をしている間の 事故

主な特約を記載しています。また、セットする特約により「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金の額」「保険金をお支払いできない主な場合」が異なることがありますのでご注意ください。また、傷害死亡保険金は死亡した被保険者の傷害死亡保険金受取人に、それ以外の保険金はケガを被った被保険者にお支払いします。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。

- ※1 既に存在していた身体の障害または病気の影響等によりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
- ※2「保険金をお支払いする場合」において、「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- ※3「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- ※4 傷害事故の範囲および被保険者の範囲については、PO9 11 10商品の仕組み および 20被保険者の範囲をご参照ください。

(\*) ケガとは、「急激かつ偶然な外来の事故」によるものをいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

急激…原因となった「事故」から結果としての「ケガ」までの過程が直接的で、時間的間隔のないこと等

偶然…「事故の発生が偶然であるか」、「結果の発生が偶然であるか」、「原因、結果ともに偶然であるか」のいずれかであること

外来…「ケガ」の発生が被保険者の身体の外からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと

保険金の 種類	保険金を お支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害通院保険金	保険期間中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(注4)した場合	<ul> <li>傷害通院保険金日額</li> <li>※1事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数を限度とします。</li> <li>※2通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。</li> </ul>	前記の「傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金」と同じ

- (注 1 )先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める先進医療をいいます(先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります)。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- (注 2 )先進医療に該当する診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります (診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。
- (注3)入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。
- (注 4 ) 通院とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。また、柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。
- (注 5)テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
- (注6)天災危険補償特約により、保険金お支払いの対象となります。
- (注 7)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を 客観的に証明することができないものをいいます。
- (注8)溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (注9)誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- (注10)乗用具とは、自動車または原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます)、ゴーカート、スノーモービル等をいいます。
- (注11)競技等とは、競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行等の競技等に準ずるものを含みます。

# 2 傷害補償特約の補償条件に関する特約

傷害補償特約の補償条件を拡大する特約は、下記のとおりです。

特約名	概要
熱中症危険補償特約 (死亡補償対象外型)	被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても、傷害後遺障害保険金、 傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いする特約です。ただし、傷害死亡保険金はお支払いの 対象となりません。
天災危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガについても保険金をお支払いする特約です。

# お支払いする保険金および費用保険金のご説明2

# 3 その他の費用等に関する特約の補償内容

### 特約名 保険金の種類

### 携行品損害 補償特約 /1 事 故

「携行品損害` 保険金 補償重複

限度額型

## 自動セット 新価保険 /携行品損害

補償特約用

保険金を お支払いする場合 保険期間中の偶然な事故(盗

難・破損・火災等)により、携行 品(\*)に損害が発生した場合 (\*) 携行品とは、被保険者が

- 住宅(敷地を含みます)外 において携行している被 保険者所有の身の回り 品をいいます。ただし、約 款所定の[保険の対象に 含まれないもの」を除き ます。
- ※補償対象外となる主な携行 品は、P8「携行品損害保険 金の補償対象外となる主な 携行品」欄をご覧ください。

### お支払いする保険金の額

#### 免責金額(注1) 損害の額 🚍 (1事故につき3,000円)

- ※11事故につき、携行品損害保険金額が限 度となります。
- ※2 損害の額は、再調達価額(注2)によって定 めます。ただし、被害物が貴金属等の場合 には、保険価額によって定めます。なお、 被害物の損傷を修理できる場合において は、損害発生直前の状態に復するのに必 要な修理費をもって損害の額を定め、価 値の下落(格落損)は含みません。この場 合においても、修理費が再調達価額(注2)

を超えるときは、再調達価額(注2)を損害

※3 損害の額は、1個、1組または1対あたり 10万円が限度となります。ただし、通貨 または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗 車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅 行券をいいます。ただし、定期券は含まれ ません)もしくは小切手については1回の 事故につき5万円が限度となります。

の額とします。

- ※4 携行品が盗難にあった場合は、警察への 届け出が必要となります。
- (注1)免責金額とは、支払保険金の計算にあ たって損害または費用の額から差し引く 金額で、自己負担となる金額をいいます。
- (注2)再調達価額とは、損害が発生した時の 発生した場所における保険の対象と 同一の構造、質、用途、規模、型、能力の ものを再取得するのに必要な金額をい います。なお、再取得に必要な額は、被 害物を購入したときの金額より低い金 額となる場合があります。

### 保険金をお支払いできない主な場合

- 次のいずれかによって発生した損害
- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重
- ②被保険者と同居する親族(注1)の故意
- ③自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を 使用しての運転中の事故
- ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注2) ⑤地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波
- 6差押え・没収・破壊等の公権力の行使
- )携行品の欠陥
- ⑧携行品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、 発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等
- 9携行品の平常の使用または管理において通常発生し 得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ へこみ等外観上の損傷または携行品の汚損であって、 携行品が有する機能の喪失または低下を伴わないも
- ⑩偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的 事故・機械的事故(故障等)。ただし、これらの事由によ り発生した火災による損害を含みません。
- ①携行品である液体の流出。ただし、その結果として他の 携行品に発生した損害を含みません。
- ②携行品の置き忘れ・紛失等
- (注1)親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の 姻族をいいます。
- (注2)テロ行為によって発生した損害に関しては自動 セットの特約により保険金お支払いの対象とな

#### 者 救 援 等 費用 補償特約

「救援者費用等` 保険金 補償重複

| 救援対象者<sup>(注1)</sup>が次の①~ ③のいずれかに該当したこと により、被保険者(注2)が費用 を負担した場合

①保険期間中に救援対象者 が搭乗している航空機または 船舶が行方不明または遭難し

- ②保険期間中に急激かつ偶 然な外来の事故により救援対 象者の生死が確認できない 場合または緊急な捜索・救助 活動を要することが警察等の 公の機関により確認された場
- ③保険期間中に被ったケガの ため、事故の発生の日からそ の日を含めて180日以内に死 亡または続けて14日以上入 院した場合
- (注1)救援対象者とは、普通保 険約款における被保険 者をいいます。
- (注2)被保険者とは、この特約 により補償を受ける方 で、保険契約者、救援対 象者または救援対象者 の親族をいいます。

### 救援者費用等の額

- 被保険者が負担した次の①~⑤の費用のう ち社会通念上妥当な金額をいいます。
- ①遭難した救援対象者の捜索、救助または移 送する活動に要した費用 ②救援者(注1)の現地(注2)までの1往復分の
- 交通費(救援者2名分まで)(注3)
- ③救援者(注1)の現地(注2)および現地(注2)ま での行程での宿泊料(救援者2名分かつ 1名につき14日分まで)(注3)
- ④死亡したまたは治療を継続中の救援対象 者を現地(注2)から移送する費用
- ⑤諸雑費(救援者(注1)の渡航手続費および救援対象者 または救援者が現地(注2)において支出した交通費・ 通信費等をいいます)。ただし、日本国外で左記「保険 金をお支払いする場合」に該当した場合は20万円が 限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする 場合」に該当した場合は3万円が限度となります。
- ※1 保険金のお支払額は、保険期間を通じ 救援者費用等保険金額が限度となります。
- ※2 第三者からの損害賠償金がある場合は その額を差し引いてお支払いします。
- (注1)救援者とは、救援対象者の捜索、救助、移 送、看護または事故処理を行うために現 地(注2)へ赴く救援対象者の親族(これら の方の代理人を含みます)をいいます。
- (注2)現地とは、事故発生地または救援対象 者の収容地をいいます。
- (注3)上記2、③については、左記「保険金をお支払い する場合」の②の場合において救援対象者の生 死が判明した後または救援対象者の緊急な捜 索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に 現地に赴く救援者にかかる費用は含みません。

#### 次のいずれかによって発生した費用

- ①保険契約者、救援対象者、被保険者または保険金受取 人の故意または重大な過失
- ②救援対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③救援対象者の自動車等の無資格運転、酒気帯び運転ま たは麻薬等を使用しての運転中の事故
- ④救援対象者の脳疾患、病気または心神喪失
- ⑤救援対象者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑥戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または 暴動(注1)
- り地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波
- ⑧救援対象者が山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライ ミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカ イダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動 を行っている間の事故
- (注1)テロ行為によって発生した損害に関しては自動セッ トの特約により保険金お支払いの対象となります。

# 事故対応サービス

# あいおいニッセイ同和損保の 24時間365日事故対応サービス



一般的な事故相談•

アドバイス

なら、いつも安心。 もっと安心。

既に当社対応中

事案の相談・対応

事故の受付

保険金支払いの 可否判断

# 既に当社対応中事案の相談

対応中の事故に関する相談にも迅速・的確にお応えします!

# 土日や深夜の事故でも迅速・的確に事故対応が可能です!

事故の受付から保険金支払いまでのフロー

## 平日の夜

子どもが熱中症になり、入院しました。 これって補償の対象ですか?



お客さまのセットされている特約によって は補償の対象となる可能性がございます。 契約内容を確認させていただきます。

## 土曜の尽

先日連絡したケガの治療が終了したのですが、 どのような書類を提出すればよいでしょうか。



それでは、今後のご請求に必要となる書類 についてご説明させていただきます。

※契約内容や事故の状況により、保険金お支払可否の判断等、事故対応サービスの内容は異なります。 ※お客さまや相手の方との面談による対応、保険金のお支払い手続き等は、平日の営業時間内での対応となります。

保険金請求書類のご提出 保険金お支払内容の確定 保険金のお支払い

# 事故が起こった場合は

30日以内に以下のいずれかの方法で当社にご連絡ください。

|ホームページによるご報告 | 公式HPトップ > 事故のご連絡

https://www.aioinissaydowa.co.jp/contact/accident/



電話によるご連絡

日本生命お客さま専用ダイヤル

サンキュー アイ オ イ ニッセイドウワ ●受付時間[24時間365円] 0120-39-1012 (##X)

●おかけ間違いにご注意ください。

耳や言葉の不自由なお客さまも、 Web機能や「手話・筆談通訳サービ ス|を使ってご連絡いただけます。 詳細およびご利用は当社ホーム ページをご参照ください。

【手話・筆談诵訳サービス】 テレビ電話を通じて、お客さまと オペレータが手話や筆談でやりと りし、それと同時に当社担当者へ 電話(音声)にて通訳します。





#### 携行品損害保険金の補償対象外となる主な携行品

①船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機およびこれらの付属品 ②自動車(自動二輪車を含みます)およびその 付属品(自動車用電子式航法装置、ETC車載器を含みます) ③原動機付自転車およびその付属品 ④自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライ ダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品 ⑤無人機、ラジコン模型およびこれらの付属品 ⑥パソコン、タブレット端末・ ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ②携帯電話、スマートフォン、ポータブルナビ等の携帯式通信機器およびこれらの 付属品 ⑧眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢その他これらに類する物 ⑨動物および植物等の生物 ⑩株券、手形その他の有価証券(乗車券、定期 券、通貨および小切手を含みません)、印紙、切手、預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、 電子マネーその他これらに類する物 ⑪運転免許証、パスポート、帳簿、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、 免許状その他これらに類する物(印章については補償対象となります) ⑫漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣 およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます) ⑬プログラム、データその他これらに類する物であって市販されていないもの

# 契約概要のご説明

保険商品の内容をご理解いただくための事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての 内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。また、ご不明な点につき ましては、取扱代理店または当社にお問合わせください。保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を お伝えくださいますようお願いいたします。

### 商品の仕組み

#### ●商品の仕組み

タフ・ケガの保険は、保険期間中に被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって傷害(「ケガ」といいます)を被った場合に保険金を お支払いする保険です。

### ②被保険者の範囲

- (1)被保険者本人としてご加入できる方は、始期日時点における年令が満69才以下の方となります。
- (2) 傷害事故の被保険者の範囲は、次のとおりです。ご希望の型をお選びください。なお、同居・別居の別や続柄は、保険金支払事由発生 時のものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

πп	被保険者の範囲		
型	本人(注1)	配偶者(注2)	同居の親族(注3)・別居の未婚(注4)の子
本人型	0	_	_
家族型(注5)	0	0	0

- (注1) 本人とは、保険申込書の被保険者欄に記載の方をいいます。なお、被保険者欄に記載がない場合には、申込人(保険契約者)が被保険者本人となります。
- (注2) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一で あるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- (注3) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- (注4) 未婚とは、これまでに婚姻歴のないことをいいます。
- (注5) 家族型では、「本人またはその配偶者(注2)の同居の親族(注3)」または「本人またはその配偶者(注2)の別居の未婚(注4)の子」をいいます。

### 2 基本となる補償等

(1)基本となる補償

「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」1 傷害補償特約の補償内容をご参照ください。詳細は「ご契約のしおり(普通 保険約款・特約)をご参照ください。

(2)保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額は、保険申込書をご確認ください。

●各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年令・収入等に照らして適正な額となるように設定 してください。なお、傷害死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、他の保険契約等と合計して、被保険者1名に つき1,000万円(注)が限度となります。

①被保険者が始期日時点で満15才未満の場合

②保険契約者と被保険者本人が異なるご契約において、被保険者の同意が確認できない場合

ただし、上記にかかわらず、配偶者・親族の傷害死亡・後遺障害保険金額は他の保険契約等と合算して1,000万円(注)が限度となります。 (注)特約により保険金を追加・増額・倍額してお支払いするご契約の場合は、追加・増額・倍額後の金額を適用します。

- ●保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁の ホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html) 等をご確認ください。
- (3)主な特約の概要

「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」 2 傷害補償特約の補償条件に関する特約および 3 その他の費用等に関する 特約の補償内容をご参照ください。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。

- (4) 保険期間および補償の開始・終了時期
  - ①保険期間:1年間
  - ②補償の開始: 始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
  - ③補償の終了:満期日の午後4時

## 3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### ●保険料の決定の仕組み

保険料は、ご契約プランにより決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。

### ②保険料の払込方法

- (1) 保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、取扱 代理店やご契約の内容によっては取扱いできない払込方法があります。
- 主な払込方法 一時払 口座振替 クレジットカード払
- (2)保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降 であっても、取扱代理店または当社が保険料を領収する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

### 4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、ご契約の取扱代理店または当社にお申し出ください。

- (1)ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。 ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- (2) 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で 請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

### 保険会社の連絡・相談・苦情窓口について

#### 当社へのご相談・苦情がある場合は

事故が起こった場合は

あいおいニッセイ同和損保 カスタマーセンター

## 0120-721-101(無料)

•受付時間 平日 9:00~17:00 •土日・祝日および年末年始は 休業させていただきます。

日本生命お客さま専用ダイヤル

0120-39-1012(無料)

•受付時間[24時間365日] おかけ間違いにご注意ください。

### 指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関 である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結してい ます。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害 保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

「ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)

10

日本損害保険協会そんぽADRセンター 0570-022-808

- ●受付時間[平日 9:15~17:00(土日·祝日および年末年始を除きます)]
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- ●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

# 環境配慮と社会貢献への取組み

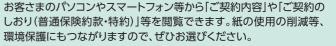
## あいおいニッセイ同和損保は ベルマーク運動に協賛しています。

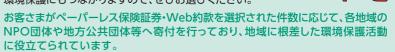


「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受け させたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、 あいおいニッセイ同和損保は協賛会社として参加しています。

> タフ・ケガの保険なら20点! **十** Web約款選択でプラス**10**点

### ペーパーレス保険証券・Web約款を おすすめしています! 下記注意事項もご確認ください





ペーパーレス保険証券・Web約款を選択していただくにあたっての注意事項

- ↑ ハーレス保険証券・Webrystを選択していた。このによるのはある。

  「ペーパーレス保険証券」は「eco保険証券」のペットネームです。「保険申込書」・「重要事項のご説明」・「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」・「ご契 約者さま専用ページ」等の表示は、「ペーパーレス保険証券」ではなく、「eco保険証券」となります。
  - ●ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、パソコン・スマートフォン等でのインターネット環境が必要となりますので、ご注意ください。また、イン ターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストール等が必要となりますが、機種・OSによりご利用できない場合があります。
  - ●ペーパーレス保険証券は必ずWeb約款とセットでの選択となり、ペーパーレス保険証券のみの選択はできません。
  - ●ペーパーレス保険証券・Web約款を選択された場合は「保険証券」、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および「サービスガイド」は送付されませ ん。代わりにペーパーレス保険証券・Web約款の利用方法を記載した「ご契約内容 確認方法のご案内(「ID/パスワード」通知)ハガキ」をお届けします ので、当社ホームページから保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意のうえ、ご契約内容をご確認ください。
  - ●ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意していただくことが条件 となりますので、あらかじめご了承ください。
  - ●ペーパーレス保険証券を選択された場合は、このパンフレットに記載の「保険証券」を当社ホームページの「ご契約内容」と読み替えます。